

ID: 264

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	高根沢町公共下水道事業受益者負担に関する条例 第7条		
例規番号	平成5年条例第10号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条及び高根沢町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第10条の規定による。 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第10条 条例第7条に規定する負担金の徴収猶予の基準は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>2 負担金の徴収猶予を受けようとするときは、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 管理者は、前項の申請書が提出されたときは、第1項の基準に基づきその適否を決定し、公共下水道事業受益者負担金決定通知書により当該受益者に通知するものとする。</p> <p>4 負担金の徴収猶予を受けた者は、徴収猶予の理由が消滅したときは、速やかに公共下水道事業受益者負担金徴収猶予消滅届(様式第5号)により管理者に届け出なければならない。</p> <p>5 管理者は、前項の届出があったとき又は徴収猶予の理由が消滅したと認めたときは、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(様式第6号)により当該受益者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日